

# 住生活基本法（2006年）4つの基本理念

- ① 現在及び将来における国民の住生活の基盤となる  
**良質な住宅の供給**
- ② 住民が誇りと愛着を持つことのできる **良好な住環境の形成**
- ③ 居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の権益の擁護及び増進（**住宅の市場環境の整備**）
- ④ 低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他の **居住の安定の確保**